

# 昭憲皇太后の教育奨励に関する再検討

真 辺 美 佐

はじめに

日本が国際社会に組み込まれた近代という時代において、皇室のあり方は大きな変容を余儀なくされた。明治天皇はむろん、皇后であった昭憲皇太后（嘉永二二八四九）も大正三（一九一四）も、それまでの皇后と異なり、時代に応じた姿勢を示していくこととなる。それまで宮中奥深くに座して表に出ることの少なかった皇后は、国民の前にその姿を現すとともに、近代化を率先して推進していく象徴的役割を担うこととなる。

そうした任を果たした皇后の事蹟としては、次の三点が語られることが多い。<sup>(2)</sup> 第一に、女子教育の振興に力を注いだこと、第二に、殖産興業を奨励したこと、第三に、社会事業の発展に寄与したことである。第一については、具体的に、東京女子師範学校<sup>(3)</sup>（現お茶の水女子大学）及び華族女

学校（現学校法人学習院）への関わり、婦女子教育のための教科書『婦女鑑』を西村茂樹に編纂させたことなどが例として挙げられ、第二については、富岡製糸場をはじめ勸業場・織工場への度重なる行啓、第三は、東京慈恵医院・日本赤十字社・愛国婦人会との関係の深さなどが挙げられる。こうした事蹟については歴史的に分析した片野真佐子氏は、政治・軍事面においては天皇の役割が大きかったのに対し、女性としての皇后は、文化・教育の側面において大きな役割を果たしており、その意味で天皇とは異なる独自の役割を果たしていたと指摘した。<sup>(4)</sup> 片野氏の研究は、史料制約が多い中で、皇后の分析に端緒を開いたものとして特筆される。その後、小田部雄次氏による伝記的研究も出されて研究が前進するきっかけとなった。<sup>(5)</sup> また近年、史料の公開状況も変化してきており、皇后に関係する史料が刊行されたほか、<sup>(6)</sup> 宮内庁書陵部宮内公文書館では、昭憲皇太后関係

の公文書が公開されている。こうした状況を踏まえ、今後、これまで詳細が不明であった部分についても、ますます解明が進んでいくものと思われる。

本稿が対象とする教育、特に女子教育に関する事蹟についても、これまで不明のままとなっている部分が多い。すなわち、女子教育を奨励したことについては語られても、その詳細、例えば、皇后が教育を奨励することになったきっかけは何なのか、女子教育のみを自らの活動対象としていたのか、教育の奨励はどのような方法をもつて行われ、それがどのような特徴を持つのかなど、詳細な内容についてはこれまで明確にされていないことが指摘できる。そこで本稿では、近年公開された史料などを用いつつ、第一節で、皇后がなぜ教育を奨励することになったのか、その歴史的背景を絡めて行論し、第二節で、皇后と教育との関係について事実確認を行った上で、その奨励方法の特徴を概述し、第三節では、代表的な学校を分析対象に据え、それぞれの特徴を描き出すこととし、皇后の教育奨励に関して再検討を試みたい。

## 一 近代教育行政の確立過程における皇后と教育

明治四（一八七二）年十一月五日、宮内卿徳大寺実則は皇后に拝謁し、意見を上申した。すなわち、近時、文部省

が設置され、女子の修学を重視するようになったため、皇后も侍読加藤弘之の進講を受けてはどうかということであった。<sup>(8)</sup> 徳大寺が上申するよりも前、宮内省改革案の一つとして、皇后・女官が和漢古今西洋の事情を知って時勢に通じる必要性から、平素より読書に励み、天皇が進講を受ける際には陪聴するべきであるとの意見も出されていた。<sup>(9)</sup> そして、同年七月二〇日には宮内省及び内廷の刷新が行われ、その際、皇后の御学問日課が定められていた。<sup>(10)</sup> さらに、同年九月二日に文部省が設置されたことも、皇后・女官への教育必要論を後押しすることになる。徳大寺の上申はこうした流れのなかで行われたものであった。さらに翌五年一月五日には、最初の近代的教育制度たる学制が頒布され、全国府県の諸学校が文部省の管轄となり、八月三日には、婦女子を含めたすべての国民が就学を義務づけられるのである。このように国家が、教育行政のシステムを大きく変換するなか、皇后にも時代に応じた教養・知識が要求されるようになったのであった。

皇后は、徳大寺の上申を受け容れ、毎月、三と八のつく日に加藤弘之から進講を受けることとなる。加藤弘之は、前年の明治三年二月四日に天皇の侍読となった洋学者であるが、皇后は四年一月九日（八日は不例により延期される）に初めて進講を受ける。この進講を皇后は女官にも陪

聴させた。『加藤弘之自叙伝<sup>(11)</sup>』によれば、天皇には毎週二(三回の割合(一時期は毎朝だった期間もある)で、欧米の政体・制度及び歴史を、皇后に対しては毎週一〜二回の頻度で、歴史・風俗等の概略を進講したという。それまで皇后は、一条家の家臣貫名正祢から漢籍を、倉橋泰聡から筆道、近衛忠熙から歌道、幟仁親王から書道を習っていたが、洋学者から近代西洋に範を取った学問を学ぶのは初めてのことであった。

なお、皇后は、加藤から進講を受けたその同じ日に、岩倉遣欧使節団に同行する女子留学生五名に対する賜調を行い、その際、

其方女子にして洋学修業之志誠に神妙の事に候。追々  
女学御取建の儀に候へば、成業帰朝の上は婦女の模範  
とも相成候心掛日夜激励可致事(句読点・濁点は筆者が  
適宜補った。以下同様。)

という御沙汰書を与えている。「追々女学御取建の儀」とは、一〇月に開拓長官東久世通禧・開拓次官黒田清隆が正院に対し、女子留學生の派遣の伺いを立てた際に、留學だけでなく、女学校の設立の必要についても提案していたこと(翌年九月一九日には開拓使仮学校に女学校が併設される)や、翌年に官立女学校の設立を控えていたことが背景にある。皇后は、このような女学校設立に向けての流れを受け、女

子留學生たちに対し、業を成り遂げて帰国したのちには日本女性の模範となる心づもりで、日夜勉強に励むようにと励ましたのである。

皇后が、教育を受ける者に対して賜調を行うのはこの時が初めてであった。女学校が開設された際にはその模範となることが期待される初めての海外女子留學生に対する賜調が、皇后自身が初めて西洋の学問に接したその日に行われたということは、単なる偶然という以上に、象徴的な意味を持っている。西洋に範を取った教育が何よりも重要とされた近代の幕開けのこの時期において、皇后は自らの修学を含む、西洋流の女子教育の必要性を強く認識することになった。そうしたなかで皇后自身がまずは女子の模範となって西洋の学問を学び、その皇后が、さらに国民の模範としての活躍が期待される留學生に対して励ましの言葉をかけるという、時代の象徴的な構図を、ここに見ることが出来るのである。

さらに、時期は明確ではないが、皇后は、学制が公布される前後、書籍『明治孝節録<sup>(12)</sup>』を編纂させている。本書が出版されるのは、明治一〇年一月であるが、編纂の経緯が、福羽美静による序文に述べられている。すなわち、皇后はもともと読書が好きで、女官にさまざまな書物を筆記させていた。そうした折、明治二年四月から天皇の侍読を

務めていた福羽に対し、皇后は、女官に筆記させたものの中なかから孝節に関するものを集めて編纂するようにとの内旨を下したという。しかし、編纂半ばにして明治六年の皇城の炎上に遭い、稿本が焼失してしまった。その後福羽は、皇后の意志を遂げるために、再び編纂に取り掛かり、官府賞与の簿冊などから孝節に関する顕著な伝記を集めた。その伝記集をもとに、近藤芳樹に作文させたのが本書であるという。

本書は、苦境を厭わず孝義節操の行動を貫いた者たちの伝記短編集であるが、各伝記の最後に、官公庁からの褒賞や朝廷からの賜物など政治的な救済があったことが書き添えられている点の特徴的である。本書が完成した後、皇后は、これを皇族・大臣以下勅奏任官・宮内官・麝香間祇候にだけでなく、府県長官にも頒賜している<sup>(16)</sup>。そのことを考えると、本書は、政府がそうした民衆の道徳向上を後押しし、かつ困窮する者に対する政治的救済を行うべきことを暗に示唆したものと言えるかもしれない。また、近藤の例言によれば、伝記に登場する人物は、農工商を営む者に限定されており、幼いころから孝節に関する書物を学んでいる士族は対象から外したとされ、本書が農工商を営む一般民衆を対象にした訓戒書の体裁を取っていることが分かる。このように、本書は官員から一般民衆に到るまで社会の幅

広い階層に対する道徳教育のための書であったということが出来る。また、本書に収録されているのはすべて日本人の事績であり、前述したような、国際化の中の洋学教育への関心とは異なる動機に基づいているということが出来る。

以上から、明治初期における皇后の教育への関心は、西洋流教育と道徳教育との二つの点において顕著であるという特徴が挙げられる。すなわち、前者は日本が近代化していくなかにおいて、とりわけ女子にも西洋流の学問的知識が必要であるとの認識に基づいていた。また後者は女子にとどまらない官員をも含む幅広い対象に説かれたものであり、近代化・国際化という時代状況とは別個の、皇后個人の問題関心に基づくものであったといえることができる。

## 二 教育の奨励方法とその特徴

本節では、以上のような教育への強い関心を明治初期から有していた皇后が、その後どのような方法で教育を奨励していかうとしたのか、まずその特徴を述べておきたい。宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵『昭憲皇太后実録抄本』<sup>(17)</sup>などをもとに作成した別表「皇后と教育との関係年表」を参照されたい。

別表では、教育の定義を学校教育だけでなく、家庭・社会への教育も含めて広く解して作成しているが、皇后の教育への奨励方法を類型化してみると、①近代教育機関として設立された学校への行啓、②教育者等への賜調、③学校に対する賜金、教師・生徒等に対する賜物、④生徒の製作品の買い上げ、⑤教科書などの編纂・頒布、とおおよそ五タイプに分けられよう。

では別表から、その奨励方法にはどのような特徴が見いだされるのであろうか。

第一に、①の学校への行啓に関しては、明治六（一八七三）年から明治四五年まで、合計で八二回、四〇年間にわたって行われており、他の②③④⑤のタイプに比べて圧倒的に多いことが確認できる（③と④は、①と同時並行で行われることもある）。このことは、教育の奨励方法として、「行啓」という方法が最も多く選択されたことを示している。

第二に、明治八年に東京女子師範学校が設立されて以降、同校には定期的に行啓するなど恒常的な関係を持つようになるが、明治一八年に華族女学校が開校されると、華族女学校への行啓回数が増し、東京女子師範学校と併せて、定例化する。さらに、明治二七年以降になると、小学校を中心に学校費の下賜が恒例化してくるという特徴も読み取れる。つまり、(i) 東京女子師範学校への行啓が定例化

する時期、(ii) 華族女学校への行啓が定例化する時期、(iii) 小学校に対する学校費下賜が恒例化する時期というように、段階的に奨励対象が広がっていることが分かる。

第三に、明治一八年に華族女学校が開校されて以降、華族女学校への行啓が最も多くなり、ついで東京女子師範学校への行啓が多いものの、開成学校（明治六年）や開拓使仮学校（明治六年）、工部大学校（明治一年）、学習院（明治一〇・一六・二〇年）、陸軍士官学校（明治二〇年）、帝国大学（明治二年）、東京盲啞学校（明治二四・四一年）、東京音楽学校（明治三一・三四・三五年）、京都帝国大学（明治三六年）など、女子教育機関ではない教育機関への行啓も行われていることが確認できる。そのうち、開成学校・工部大学校・学習院・陸軍士官学校・帝国大学は、皇后の行啓前に必ず天皇の行啓が行われているが、開拓使仮学校・東京盲啞学校・東京音楽学校・京都帝国大学には、皇后のみが行啓している。つまり、行啓先は必ずしも、女子教育機関に限定されていなかったということが分かる。他方で、天皇の学校への行啓は、別表からも明らかのように皇后よりも回数ははるかに多いが、東京帝国大学・各師範学校のほか、陸軍・海軍に関係する学校など、行啓先の学校に限られていることが読み取れる。また、女子の学校については、東京女子師範学校が東京師範学校に合併された際に行

幸するなど、天皇が行幸することは極めて少なく、皇后の行啓が大半を占めていた。

以上から、天皇も皇后も教育を重視し、その奨励に尽力していたが、天皇が特定の学校にのみ行幸していたのに対し、皇后は、東京女子師範学校・華族女学校との特別な関係以外に、さまざまな学校にも行啓しているという特徴が挙げられる。すなわち、国家のトップエリートや軍人の育成を担う学校とのつながりが深かった天皇に対し、皇后はより幅広い階層を対象とする学校と関係を持っていることが指摘できる。従来、皇后といえは女子教育機関とのつながりばかりが強調されてきたが、実は女子教育機関ではなくとも、皇后のみが行啓している学校も多かったのである。もちろん、華族女学校や東京女子師範学校など女子教育機関への行啓数が多かったことも事実であり、「皇后 $\parallel$ 女子教育の奨励」というイメージが一般に定着したのは故なきことではないが、皇后が女子教育の奨励のみを行っていたわけではないことは指摘しておく必要があるだろう。行幸・行啓に関しては、天皇 $\parallel$ 男子教育、皇后 $\parallel$ 女子教育という役割分担ではなく、天皇 $\parallel$ 男子の中でも限られた階層の教育、皇后 $\parallel$ 女子をはじめ幅広い階層の教育、という役割分担なのであった。

また前節で『明治孝節録』について述べたが、その後皇

后は『婦女鑑』の編纂を命じている。すなわち、明治一七年一〇月、皇后は、和漢洋古今を問わず、女子の読本に充てたいべき事実を蒐集編纂したものを、女子の読本に充てたいとして、宮内省三等出仕西村茂樹に編纂を命じたのである。『婦女鑑』は明治二〇年六月に完成し、嘉仁親王始め皇族、宮内省勅任官・本書編修関係者・女官等に下賜され、また華族女学校を始め全国小学校そのほかにも下賜された。<sup>(18)</sup>この書は、天皇の命で編纂された『幼学綱要』と対をなすものとして知られるが、和漢洋の婦女の事績を集めている点、また実際にこの本が華族女学校をはじめとする学校の教科書として使用されたことなどを考えるならば、明治初期において別々の動機として始まった洋学教育への関心と道徳教育への関心とが、その後融合して、相互に結びついていったことを指摘することができるだろう。

### 三 学校行啓の経緯とその特徴

では、教育の奨励方法として最も多く行われた学校への「行啓」は、どのような契機で、なぜ実施されることになったのか、また具体的にどのようなことを行ったのか、それはどのような特徴を有するのか、最初の行啓先の(一)開成学校・東京女学校、定期的に行啓する(二)東京女子師範学校、(三)華族女学校を具体例として行論したい。

## (二) 開成学校・東京女学校

明治六年一月二十九日、皇后は、開成学校と東京女学校へ行啓した。学校への初めての行啓であった。他方、天皇の学校への初めての行幸は、これより早い前年の三月一日で、行幸先は大学東校であった。天皇は、皇后が最初に行啓することになる開成学校にも、皇后の行啓より早い一月九日に行幸している。開成学校は、大学に入るための予備教育を施す中学として第一大学区第一番中学と称していたものが、四月一〇日に改称され、法学・理学・工業学・諸芸学・鉱山学の専門学科が設けられて、この日に開業式を迎えたのであった。

行幸が実現されるまでには次のような手順が踏まれている。まず、文部省が太政大臣三条実美に、学校が新築竣工し開業するので行幸を仰ぎたい旨を願ひ出、これを受けた太政大臣が宮内卿徳大寺実則を通じて天皇への奏聞を依頼する。徳大寺宮内卿は願ひの通り奏聞し、天皇がそれを受け入れたことにより、行幸が実現した。<sup>20)</sup>

行幸当日、天皇は午前八時に開業式に臨み、その後、専門講堂で新設学科の法学・理学・諸芸学・鉱山学の各学科の生徒による講述を聴いた。器械製作所ではポンプの製作及びその使用について見学し、書籍や器械を観覧した。体

操場においては体操演技を参観し、一一時二〇分に還幸した。<sup>21)</sup>

天皇の行幸に遅れること約一月半後、皇后も同じ開成学校に行啓し、さらに、天皇が行啓していない東京女学校へも併せて行啓することになる。東京女学校は、初の官立女学校として設立された共立女学校の後身に当たり、<sup>22)</sup>開成学校と同様、官立の教育機関である。

行啓の日程や行啓手順などについての交渉は、太政大臣を通さず、文部省と宮内省との間で直接行われた。最終的な結論が出てから、宮内卿は、連絡という形で、右大臣を始め、司法卿・東京府知事等に通知している。皇后は天皇に比べて簡易な手続きで行われていることが指摘できる。

当日皇后は、午前九時に、まず開成学校に行啓し、校長田中弘義より校則と生徒一覧表の奉呈を受け、その後校長の先導により生徒の修業を巡覧している。試験室では校長より生徒の試験表の奉呈を受けた。それから法学生徒の祝詞を受け、実験室では理学・諸芸学・鉱山学の実験を、書器室では器械・書籍を、器械製作所では蒸気機関の模型製作及び模型を、体操所では体操演技を参観した。天皇が、新設学科の生徒による講述を聴取したのに対し、皇后は、新設学科の生徒による実験を見学し、また天皇と皇后とでは器械製作所の参観内容も異なるが、天皇も皇后も、新設

学科の課業を参観し、学校の備品や、生徒の体操などくまなく視察している点においては同じであった。

皇后は、開成学校の参観を終えて、十一時には東京女学校に行啓し、同校においても、女学校校則と生徒姓名の奉呈を受け、教場で生徒の習字の修業を参観した後、優等生徒の習字・誦誦・書き取り等を参観した。<sup>(23)</sup>以上の過密なスケジュールを午前中でこなし、正午には還啓した。

開成学校は、後の東京大学へとつながり、東京女学校は、後に全国に開設される女学校の模範となる学校であり、<sup>(24)</sup>皇后は、いずれも日本を代表する近代的教育機関の男女両方の学校に行啓し、この行啓に際して、両校の優等生徒に書籍を賜うなどして、国家の近代教育を奨励するという姿勢を示したのであった。

皇后が、明治五年の天皇の初めての学校への行幸に合せた形で行啓するのではなく、なぜ明治六年に初めて行啓することになったのか、その理由は分からないが、明治六年という年は、皇后にとっては画期的な年であった。御講書始への出御を始めるのも明治六年であるし、外国人の謁見を度々受けたのも明治六年である。また、公的機関の学校はじめ、造船所・富岡製糸場などへの行啓が始まるのも明治六年である。そのほか乗馬の稽古を始めたのも明治六年であるし、黛・鉄漿、おしろいを止め、西洋料理を初めて

食したのも明治六年であった。さらに、明治六年という年は、太陽暦を取り入れ、それに伴い、これまでの行事日程が全て変更された年でもあった。<sup>(25)</sup>明治四年以降、洋学への関心を示してきた皇后が、学校教育をはじめ、各種の西洋化を奨励する公的活動を本格的に開始するのがこの明治六年という年であり、開成学校と東京女学校への行啓もそうした皇后の活動の一環として行われたのだということができよう。

## (二) 東京女子師範学校

東京女子師範学校は、明治七(一八七四)年三月一四日、文部省の布達によりその設置が決定され、翌八年一月二九日に開校式を迎えた、日本で最初の女子師範学校である。前節で見たように、東京女子師範学校が東京師範学校に合併されたとき以外には、天皇が行幸することのなかった学校である。

同校の開校を前にして、皇后は、八年二月二日、文部大輔田中不二磨を宮中に招き、「女学ハ、幼稚教育ノ基礎ニシテ忽略ニスベカラザルモノナリ。聞ク、傾者、女子師範学校設立ノ挙アリト。我甚タ是ヲ悦ビ、内庫金五千円ヲ下賜セン。」との御沙汰を賜い、女性の学問は、子供に対する教育の基礎になるので、おろそかにするべきではないと

して、金五千円を経費補助金として下賜した。<sup>(26)</sup>なお、ここで注目すべきは、師範教育としての役割よりも、幼児教育のためという意義が強調されていることである。

一月二二日には、文部大輔田中不二麿は宮内卿徳大寺実則に宛てて、「本邦女子師範学校ノ嚆矢ニシテ、女教興隆ノ慶兆ニ候得ハ、本日皇后宮啓行被為在特典ヲ示サセラレ候ハ、邦国一般ノ幸福ト存候。」と述べ、一月二九日の開校式には皇后の行啓を仰ぎたいと願ひ出た。徳大寺は皇后に、文部省の願ひ出を奏聞し、皇后の承諾により、行啓が実現するにいたつた。<sup>(27)</sup>

開校式では、皇后は、令旨として「女子教育ノ根底ヲ培益セン為メ、去年此校ヲ設置有ントスルヲ聞キ嘉尚ニ堪ヘズ。今経営既ニ成リ、爰ニ開業ノ典ヲ挙ゲ。庶幾クバ自今此校ノ旺盛ニ赴キ、遂ニ女教ノ美果シテ全国ニ蕃結スルヲ觀ンコトヲ。」という言葉を賜つた。この言葉は、文部省が行啓を願ひ出た際に、行啓手順書と併せて、文部省が提示した案であるが、「聊カ其資費ヲ助ケタリ」という文部省案にあつた文言を宮内省が削除した形で下された。<sup>(28)</sup>なお、ここでも師範教育としての役割よりも、女子教育一般についての意義が強調されていることが指摘できよう。

以後、皇后の同校への行啓は、一二回に及び、華族女学校について行啓回数が多く、「皇后様の女子カレッジ」と

いう印象を与えるほどであつたが、<sup>(29)</sup>いずれの行啓も文部省側からの願ひ出があり、宮内卿（後に宮内大臣）から皇后への奏聞を経て、行啓が行われた。願ひ出の理由として、例えば、「陛下ノ行啓ヲ仰キ同校（東京女子高等師範学校）ノ実況親シク觀覽ノ栄ヲ賜ハリ候ハ、独り本官及同校ノ光栄タルニ止ラス、一般女子教育上ニ関シ、至大ノ影響ヲ及ホスヘクト被存候」<sup>(30)</sup>「同校ノ実況ヲ皇后陛下ノ台覽ニ達スルヲ得ハ、誠ニ至大ノ光榮ニシテ女子教育ノ發展上無上ノ奨励ト可相成義ト存候」<sup>(31)</sup>などと述べられており、文部省は、皇后の行啓を仰ぐ形で、女子教育の振興に対する国家の取り組みを後押ししてもらおうとしていたことが窺える。

一方、皇后も、本校だけの行啓にとどまらず、附属幼稚園・附属小学校・附属高等女学校も併せて行啓し、行啓の際には、授業を参観するだけでなく、学校には令旨や御詞、御歌を賜ひ、また教師・生徒・児童・園児に対しては品物を賜つた。また折に触れて、学校費を補助するなどして、教育の振興に力を注いだ。

以上のように、皇后は、教育行政の要請に応える形で、多種多様な方法により教育の奨励を行った。そのことは、皇后が近代教育に力を注いでいるという印象を国民に与えることにつながり、近代教育を奨励する役割を果たしていたのではないかと思われる。

以後、文部省は、東京女子師範学校だけではなく、天皇が行幸することのなかった、女子教育機関、東京盲啞学校や東京音楽学校などへも皇后の行啓を仰いだ。<sup>(32)</sup>それは、皇后の行啓が、当該校の発展だけでなく、国家をあげての教育振興対策に有効な方法であるとの判断があったからである。

### (三) 華族女学校

華族女学校は、明治一八(一八八五)年九月、皇后の令旨によって、学習院が分立する形で創設され、再び明治三九年四月に学習院女学部として学習院に併合されるまで、華族の子女の教育を主たる目的に設けられていた教育機関である。

華族女学校が創設される前の学習院は、明治一〇年一月一七日に男女の華族の生徒を教育する学校として開業された華族会館管轄の私立学校であったが、女子の就学者は男子の三分の一にも満たず、中退者も多く、不振であった。<sup>(33)</sup>当時、私立の女学校や女塾は普及しはじめていたものの、官公立の女学校は明治八年設立の東京女子師範学校など、まだ数が少なく、かつ内容的にも充実してはいなかった。<sup>(34)</sup>学習院は、明治一五年、宮内卿徳大寺実則の発議により文部省に移管され、次いで明治一七年四月には宮内省直轄の

官立学校となったものの、当時、上流階級たる華族の女子は、それまで家庭において教育を受けることをならわしとしており、女学校に入学することは稀であった。そこで、上流身分の子女に近代的な教育を普及させるためにも、華族女子のための独自の学校が必要ではないかという意見が出されるようになっていた。このようななか、華族女学校は、伊藤博文の「宮中」改革の一環として、また、明治一七年七月の華族令公布・叙爵内規の制定など華族制度が確立されていくなかで、設立されたのである。<sup>(35)</sup>

皇后は、学習院にも、その開業式と明治一六年一月二八日との二回行啓している。一回目は、天皇に同行する形で行啓し、二回目は、明治一六年一月二一日の天皇の行幸の後に皇太后と一緒に行啓している。二度目の行啓においては、天皇が、学習院長立花種恭より教則・生徒名簿・教場図・課業表の奉呈を受けた後、男女生徒の教場、男子生徒の馬術・体操・撃剣・柔術・器械体操を参観したのに対し、皇后は、女子教則・女子生徒名簿・教場図・女子課業表の奉呈を受けた後、男女生徒の教場、女生徒の礼法教場を巡覧し、また男女生徒の体操・唱歌、插花・料理などの陳列品を見聞した。<sup>(37)</sup>このように、天皇は男子生徒の課業参観に重点を置いたのに対し、皇后は、男女を問わず、授業を参観していたことが窺える。皇后は、華族女学校が創

設されてからも、明治二〇年一〇月二八日に、学習院に行啓し、男子生徒の授業を参観している。

華族女学校は、明治一八年十一月一三日に開校式を迎え、その日皇后は行啓し、次の令旨を賜った。

此度新に華族女学校を設立し、今日其開校の式をあぐ、つらつら惟ひみるに女子は人の母となるべきものにして、其子を誘掖薫陶すべき天賦の本分あるものなれば、つとに各地女学校の設けあり、今また特に華族の為に此校を新設せり、されば入校の女子は諸科の學術に熟達し、其本分をつくさん事を力むべく、又其教官は女子教育の大任を思ひ、勉て教授の方法に注意し、時を減じ、労を省かして、速に其学科の要領を得せしむべく、今日開校の式に臨み、聊か所思を告て前途の進歩を望む。<sup>(38)</sup>

すなわち、いづれ母となる女性は、子どもを教え導かなければならない務めがあるため、女子教育は重要であり、そのため、入学した女子生徒はさまざまな學術を向上させるべく努力をしなければならないし、教官も女子教育の重要性を念頭に置いて注意して教授してほしいというのである。ここでも、東京女子師範学校のとくと同じように、女子教育は、母として将来子供を教育するために必要であるとの理由が述べられている。つまり、華族としての特別の

役割を強調するよりも、女子教育一般の重要性が語られていることが注目されるのである。

皇后は、この日を皮切りに、華族女学校に合計四二回行啓する。華族女学校が、学習院に併合され学習院女学部となつてからも、四回行啓し、華族女学校前の学習院行啓の二回と合わせて計四八回に上つた。行啓回数は東京女子師範学校の四倍の多さを誇る。特に、華族女学校は、他の学校と異なり、宮内省直轄の学校であり、宮内省内で簡易な事務手続きで行啓することができた。また、「殊に赤坂皇居と学校とは僅かに道一重離れた距離にあつて、全く御所の御敷地の中に学校が出来たのでござぬますから、陛下としても、極めて御簡略に行啓になつたのでござぬませう。(中略)時には当日の朝、本日午後より行啓との御内達があつて、成らせらるゝ場合もありましたので私共平常のまゝで御迎へ申上ぐるやうな誠に恐懼に堪へないことも少くありませんでした。」と伝えられるように、宮城が赤坂から千代田へ移るまでは、四谷区尾張町皇居附属地内の学校と地理的に近かつたため、学校側が準備をする時間もないほどの急な行啓もしばしばあつた。

このように皇后は、頻繁に行啓して、授業や運動会を参観し、また卒業式にも定期的に臨席した。そして時には御歌を贈り、さらに菓子や書物を賜うなど、さまざまな方法

で学校教育の奨励を行った。そうしたことから、華族女学校は「皇后の学校」という評価を定着させることになる。そしてその評価は、後に学校の方針に変更が生じ、それに伴い、参観内容に変更が生じても変わらなかった。すなわち、華族女学校は、初期においては、伊藤博文の欧化主義的な改革路線に沿う形で、物理・数学など理数系科目が多く含まれていたのであるが、明治二一年に西村茂樹が専任校長になって以降は、天皇をはじめ、宮中の根強い反対論を踏まえる形で軌道修正が行われ、理数系科目がなくなり、和文・漢文・裁縫・茶の湯・修身の科目の参観が多くなるという変化が加えられることになる。さらに女子高等師範学校長を務めたことのある細川潤次郎が校長になってからは、体育が重視され、初めて運動会が開催され、運動会への行啓が始まり、また幼稚園も開設され、幼稚園への行啓も始まるようになる。<sup>40</sup>しかし、こうした変化にも関わらず、華族女学校と皇后との密接な関係には変化がなかった。その背景には皇后の女子教育への熱心な関心が介在していたと考えられる。

以上、複数の学校に関する皇后の行啓のあり方を見てきたが、指摘できるのは以下の点であろう。すなわち、第一に、皇后の行啓は文部省をはじめとする官庁側の要請によって始まり、それに皇后が応じるという形で行われてい

ることである。しかしこのことは皇后が受動的であったことを意味するわけではない。華族女学校との関係に見られるように、皇后は女子教育に特に強い関心を抱いており、時にそれは急ごしらえの行啓を生むほどであった。そして第二に、以上のように教育に関して強い関心を抱いていたとはいえず、それは師範教育や華族教育といった階層・職種の役割よりも、将来母となるべき女子への教育は、幼児教育に大きな役割を果たすという、女子教育一般に共通する要素が強調されていたことが指摘できよう。華族女学校への行啓が多いのも、単に皇室の藩屏としての華族教育を重視したという側面だけでなく、文部省直轄の東京女子師範学校とは異なり、宮内省直轄であるゆえに、しばしば行啓することが可能であったことに基づく部分も大きいように考えられる。

### 結びにかえて

本稿では、昭憲皇太后の事蹟としてよく語られる女子教育の奨励という側面に焦点を当て、再検討を試みた。

本稿で指摘したことをまとめれば、第一に、皇后の当初の教育への関心には、近代化の中で女子が西洋的学問を学ぶ必要性と、それとは別個に持っていた道徳への関心の二つが動機に起因していたということである。そして後

にそれは次第に教育というカテゴリーのなかでひとつに融合していったと考えられる。そして第二に、皇后の教育奨励方法はさまざまで、①近代教育機関である学校への行啓、②教育者等への賜調、③学校に対する賜金、教師・生徒等に対する賜物、④生徒の製作品の買い上げ、⑤教科書などの編纂・頒布、というように五タイプに概括できること、そしてその中では学校への行啓が突出して多いということである。第三に、天皇と皇后との役割分担に関して、従来天皇は男子教育、皇后は女子教育との役割分担が強調されてきたが、具体的に行啓先の学校を見るならば、女子教育との関わりが深いことは間違いないものの、天皇の関与していない男子学校との関わりも広く有していたということである。天皇が極めて限定された範囲のエリートや軍人教育との関係を有していたのに対し、皇后の教育への関与はより幅広い階層にわたっていたということである。そして第四に、皇后の女子教育への関心は、師範教育・華族教育といった個別の学校教育の内容よりも、将来母として子女を教育するための女子教育一般を重視する姿勢が強かったということである。

もとより、本稿でも見たように、これらの教育奨励の活動は、皇后が主体的に発議したものばかりではなく、政府によって企画・立案されたものが多いことは言うまでもな

い。しかし、宮内省直轄の唯一の学校であった華族女学校に自ら率先して幾度も行啓したように、皇后の教育への強い関心を持続してそこに見ることがができる。行啓を求めめる側においても、こうした皇后の主体的な意欲を当然勘案した上で、幅広い学校への行啓を求めることになったのである。

前近代においては、天皇・皇后が国民の前に積極的に出て行くということはなかった。しかし、国際化・近代化の流れのなかにあつて、天皇・皇后の役割は大きな転換が必要とされるようになった。新しい教育のあり方を重視する皇后は、近代的な教育制度が確立されていくなかで、自らの果たすべき役割を教育に見出し、自身進講という形で近代的な学問を学びつつ、社会の幅広い層に教育を普及させるべく、行啓という形で国民の前に姿を現し、教育奨励を積極的に行うのである。元来蒲柳の質にあつた皇后にとつて、この行啓は必ずしも楽なものではなかったはずである。先に、皇后の女子教育の重視が、将来における母としての子女教育の必要性に起因していたことを見たが、こうした行啓という形で、実際に子女の前に姿を現して教育を奨励する皇后の存在には、まさに近代社会における国民の母としての務めを果たそうとした姿を見て取ることができるのである。

別表：昭憲皇太后と教育との関係年表

年	月 (旧暦)	日 (旧暦)	年齢	皇后関係事項	参考事項 (天皇の学校への行幸、教育行政ほか)
明治4	9 (7)	2 (18)	22		文部省設置。
明治4	11 (9)	9 (27)	22	侍読加藤弘之の進講を受ける。以後、3・8の日に進講を聴取する。	
明治4	11 (9)	9 (27)	22	岩倉遣欧使節団に同行する女子留学生5名に賜謁、御沙汰を賜う。	
明治5	3 (2)	13 (5)	23		天皇、初めて学校（神田区和泉橋の大学東校）及び文部省博物館に行幸。
明治5	3 (2)	29 (21)	23		神田区錦町の大学南校に行幸。
明治5	6 (4)	3 (28)	23		京都市旧所司代邸の城北中学、旧九条邸の英学校（女紅場）に行幸。
明治5	6 (5)	6 (1)	23		大阪市の開成学校・医学校に行幸。
明治5	6 (5)	19 (14)	23		熊本県熊本市の医学校・洋学校に行幸。
明治5	6 (5)	23 (18)	23		鹿児島県鹿児島市の中学校に行幸。
明治6	10	9	24		神田区錦町の東京開成学校開成式に行幸。
明治6	11	29	24	開成学校に行啓。実験室（理学・諸芸学・鉱山学）・書器室（器械・書籍）・器械製作所（蒸気機関の模型製作及び模型）・体操所（体操演技）を巡覧。 東京女学校に行啓。試業（優等生徒の習字・語誦・書取等）を参観。両校優等生徒に書籍を賜う。	
明治6	12	5	24	開拓使仮学校に行啓。男女生徒・雇外国人の名簿を受け、御雇外国人に賜謁。各課業・体操を参観。 開拓使女学校に行啓。女性の雇外国人に賜謁。昼食後、裁縫場・北海道産出の諸鉱物を視察。男女の優等生徒に書籍を賜う。	
明治6	12	13	24	女官に『女訓 地学用文章』（天文及び世界地理に関する書）を賜う。	
明治7	4	7	25		牛込区市ヶ谷の陸軍幼年学校に行幸。
明治7	5	18	25		本郷区湯島の東京師範学校に行幸。
明治7	6	25	25		陸軍戸山学校に行幸。
明治8	2	2	26	女子師範学校設立につき、御沙汰と経費御補助金5000円を賜う。	
明治8	3	6	26		横須賀市の海軍兵学校分校に行幸。
明治8	11	29	26	東京女子師範学校（開業式）に行啓。令旨を賜う。教諭・生徒の講義を聴取の上、教場を巡覧。講義の生徒に物品（野画器具）代価金15円、当日出頭文部大輔以下に菓子代料50円を賜う。後日、同校に御歌「みがかずば」を賜う。	

年	月 (旧暦)	日 (旧暦)	年齢	皇后関係事項	参考事項 (天皇の学校への行幸、教育行政ほか)
明治9	6	20	27		福島県福島市の福島中学校に行幸。
明治9	6	25	27		宮城県仙台市の宮城師範学校・宮城附属小学校・宮城英語学校に行幸。
明治9	7	7	27		岩手県盛岡市の仁王学校に行幸。
明治9	7	15	27		青森県青森市の青森小学校に行幸。
明治9	7	16	27		北海道函館市の松陰学校・会所学校に行幸。
明治9	9	13	27	神奈川県に行啓中、小田原の女学校に行啓。生徒の課業を参観。生徒に半紙5000帖を賜う。	
明治9	9	25	27	東京女子師範学校に行啓。同学校及び附属小学校の授業を参観、優等生徒の講義・作文を聴取の上、御詞を賜う。各生徒に半紙10帖を賜う。	
明治9	10	3	27	三等侍講元田永孚より上杉鷹山の「女訓」(書写本)の奉呈を受け、御歌を賜う。	
明治10	2	1	28		京都市下立売の中学校、京都市土手町の女学校並びに女紅場に行幸。
明治10	2	9	28	京都行啓中に京都の女学校に皇太后と行啓。教師及び生徒総代の祝辞を聞き、書き取り・講義など授業の様子を参観。	
明治10	2	13	28		大阪府堺市の熊野小学校に行幸。
明治10	2	14	28		大阪府大阪市の英語学校・師範学校に行幸。
明治10	10	17	28	華族学校開業式に天皇に同行して行啓。華族学校は学習院の号を賜る。勅語・令旨を賜う。式後、各教室の授業の様子を参観する。同校に対し、天皇より金千円、皇后より金500円を下賜。校長立花へは金100円と絹を賜う。	華族学校開業式に皇后と行幸。
明治10	10	20	28	教育博物館に皇太后と行啓。教育参考器具室、各室の陳列品を観覧。書籍室にて諸器械の応用についての説明を聴取。館長以下関係諸員に酒肴料を賜う。	教育博物館に行幸。
明治10	11	7	28		京橋区築地の海軍兵学校に行幸。
明治10	11	27	28	東京女子師範学校に皇太后と行啓。附属幼稚園の各教室・遊戯場(球戯・折紙・遊戯)を参観。御詞を賜う。摂理中村正直より幼稚園規則・幼稚園玩具・園児の成績品の進献を受けた後、本校の授業を参観。中村以下関係諸員に酒肴料あるいは反物を、園児に菓子を賜う。	
明治10	12	28	28	懿旨により編纂の「明治孝節録」を皇族・大臣以下勅奏任官・宮内官・府県長官・麝香間祇候等に頒賜。	
明治11	1	24	29		上目黒の駒場野農学校(開校式)に行幸。
明治11	4	6	29		戸山学校に行幸。

年	月 (旧暦)	日 (旧暦)	年齢	皇后関係事項	参考事項 (天皇の学校への行幸、教育行政ほか)
明治11	5	3	29	既刊の『明治孝節録』の採録に漏れた「善行」を調査させるべく、宮内脚徳大寺実則を通じて各府県長官に内達。	
明治11	6	10	29		陸軍士官学校（開校式）に御名代として有栖川宮を差し遣わせる。
明治11	7	3	29		牛込区市ヶ谷の陸軍士官学校に行幸。
明治11	7	15	29		麹町区虎ノ門の工部大学校（開校式）に勅語を賜う。
明治11	8	31	29		埼玉県浦和市の県立学校（師範学校・中学校・医学校の併称）、同市調神社境内の博物館に行幸。
明治11	9	4	29		群馬県前橋市群馬県庁内の博物館、同市曲輪町の医学校・師範学校に行幸。
明治11	9	9	29		長野県長野市の師範学校に行幸。
明治11	9	17	29		新潟県新潟市の新潟学校に行幸。
明治11	9	28	29	工部大学校（工部省所管）に皇太后と行啓。講堂・図学場・造家学教場等を巡覧。究理学教場にて同行設立の趣旨に関する生徒の演説を聴取の上、理化学実験等を参観。生徒藤雅三の絵の額とそのほかの額の献上あり。	
明治11	10	3	29		石川県金沢市の男女師範学校・医学校に行幸。
明治11	10	4	29		石川県金沢市の中学師範学校に行幸。
明治11	10	15	29		滋賀県大津市の師範学校に行幸。
明治11	10	24	29		岐阜県岐阜市旧大垣藩邸の師範学校、同市九名古屋藩庁の中学校に行幸。
明治11	10	26	29		愛知県名古屋市の医学校に行幸。
明治11	10	27	29		愛知県名古屋市の師範学校・中学校に行幸。
明治11	11	4	29		静岡県静岡市の師範学校に行幸。
明治11	是	歳	29	右大臣岩倉具視の要請により、学習院に下賜の御歌を詠む。	
明治12	3	13	30	東京女子師範学校（第1回卒業証書授与式）に行啓、令旨を賜う。卒業生の作文朗読や理化学実験、生徒の唱歌を見聞。式後、附属小学校の教場を巡覧、講堂で生徒の体操を参観。教員・生徒に菓子を賜う。	
明治12	4	21	30		本郷区の東京大学（医学部開業式）に行幸。
明治12	6	27	30		戸山学校に行幸。
明治12	9	29	30		教育令公布。
明治12	12	25	30		海軍兵学校に行幸。
明治12	12	28	30		改正教育令公布。
明治12	是	歳	30	鹿児島女子師範学校に御歌「みがかずば」を賜う。	
明治13	3	16	31		戸山学校に行幸。
明治13	6	21	31		山梨県甲府市の師範学校に行幸。

年	月 (旧暦)	日 (旧暦)	年齢	皇后関係事項	参考事項 (天皇の学校への行幸、教育行政ほか)
明治13	6	25	31		長野県松本市の師範学校・開智学校に行幸。
明治13	7	6	31		三重県津市の三重県師範学校・津中学校に行幸。
明治13	7	21	31		兵庫県神戸市の師範学校に行幸。
明治13	11	29	31		陸軍戸山学校に行幸。
明治13	12	24	31		陸軍士官学校(卒業式)に行幸。
明治14	2	12	32	東京女子師範学校礼節教場新設につき、画幅3幅を下賜。	
明治14	4	15	32		神田区錦町の学習院に勅語を賜う。
明治14	5	24	32	東京女子師範学校に行啓。附属幼稚園・附属小学校・予科・本科の各課業、礼節教場・体操所の授業を参観。また器楽合奏・唱歌を聴取、御詞を賜う。本校生徒に半紙30帖ずつ、予科生徒に半紙20帖ずつ、本校附属小学校生徒と東京府師範学校の生徒に半紙10帖ずつ、園児に菓子を賜う。生徒の製作品(紙細工・切細工・和文・和歌・鉛筆画・文人画・畳紙・剪纸毛糸細工等)の献上あり。	
明治14	8	31	32		北海道札幌市の農学校園に行幸。
明治14	9	1	32		北海道藻岩村の山鼻学校、札幌市の札幌農学校に行幸。
明治14	9	10	32		青森県弘前市の中学校・医学校・師範学校・東奥義塾に行幸。
明治14	9	17	32		秋田県秋田市の秋田女子師範学校に行幸。
明治14	9	24	32		山形県鶴岡市の朝暘学校に行幸。
明治14	9	26	32		山形県酒田市の琢成学校に行幸。
明治14	9	28	32		山形県楯岡舞の楯岡学校に左大臣有栖川宮織仁親王を代わりに差遣する。
明治14	9	30	32		山形県山形市の師範学校に行幸。
明治14	10	2	32		山形県高島町の屋代学校にて物産古物を観覧し、米沢市の興讓学校に行幸。
明治14	11	19	32		海軍兵学校(卒業式)に行幸。
明治14	12	24	32		陸軍士官学校(卒業式)に行幸。
明治15	12	25	33		陸軍士官学校(卒業式)に行幸。
明治16	6	29	34		陸軍士官学校(卒業式)に行幸。
明治16	10	15	34		海軍兵学校(卒業式)に行幸。
明治16	11	21	34		学習院に行幸。
明治16	11	28	34	学習院に皇太后と行啓。女子教則・女子生徒名簿等を受け、男女生徒の教場・礼法教場・体操場・唱歌教場を巡覧。挿花・料理等の陳列品を観覧。	
明治16	12	25	34		陸軍士官学校(卒業式)に行幸。
明治17	3	25	35	京都府下の平安学校創設につき、皇太后と金500円を賜う。	

年	月 (旧暦)	日 (旧暦)	年齢	皇后関係事項	参考事項 (天皇の学校への行幸、教育行政ほか)
明治17	7	28	35		陸軍士官学校（卒業式）に行幸。
明治17	12	22	35		海軍兵学校（卒業式）に行幸。
明治18	5	29	36		陸軍戸山学校（卒業式）に行幸。
明治18	6	18	36		陸軍士官学校（卒業式）に行幸。
明治18	7	3	36		麹町区和田倉門内の陸軍大学校に行幸。
明治18	7	30	36		山口県山口市の中学校（明倫館）・師範学校に行幸。
明治18	8	3	36		広島県広島市の広島中学校・師範学校・医学学校・農学校に行幸。
明治18	8	6	36		岡山県岡山市の師範学校・中学校・医学学校に行幸。
明治18	10	5	36	華族女学校仮開校式挙行につき、職員・生徒に菓子を賜う。	
明治18	11	13	36	華族女学校（開校式）に行啓。同校校舎図・授業時間表・教師及び生徒の名簿等の奉呈を受け、各教場の授業を参観、式にて令旨を賜う。皇族始め来校諸員・校長等に立食を賜う。	
明治18	11	29	36		戸山学校に行幸。
明治18	12	7	36	華族女学校に行啓。授業（漢文・物理・実物・読物）を参観。	
明治18	12	24	36		陸軍大学校（卒業式）に行幸。
明治19	2	4	37	華族女学校に行啓。授業（和文・地理・歴史・漢文・算術）を参観。幹事・各教師に織物下賜、生徒に物集高見『日本文明史略』（文部省編輯局）・下田歌子『和文教科書』（宮内省蔵版）を賜う。	
明治19	3	2	37	華族女学校に行啓。授業（算術・習字・裁縫・英語・仏語・画学・修身）を参観。	
明治19	3	2	37		帝国大学令公布。
明治19	3	4	37	華族女学校教授色川国士負傷につき御尋として菓子等を賜う。	
明治19	4	10	37		師範学校令・中学校令・小学校令公布。
明治19	4	22	37	華族女学校に行啓。授業（読書・地文・和文・算術・実物）を参観。	
明治19	5	14	37	華族女学校に行啓。授業（画学・地理・実物・修身・音楽）を参観。	
明治19	5	18	37		本郷区お茶の水の高等師範学校に行幸。寄宿舎及生徒の体操銃剣術、幼稚園等天覧、勅語を賜う。
明治19	5	29	37	高等師範学校に行啓。先着の皇太后と附属小学校男女生徒の教室及び男女師範学科生徒の教室・寄宿舎を視察。また男女附属小学校生徒・女子師範学科生徒の体操、体操専修科生徒の銃剣術、男子師範学校生徒の小隊運動等、幼稚園にて遊戯を参観。	

年	月 (旧暦)	日 (旧暦)	年齢	皇后関係事項	参考事項 (天皇の学校への行幸、教育行政ほか)
明治19	6	28	37		陸軍士官学校(卒業式)に行幸。
明治19	7	30	37	初めて洋服を着用して華族女学校(卒業式)に行啓。新築の音楽教室・理化教室等を巡覧。生徒に菓子を賜う。	
明治19	10	12	37	華族女学校に行啓。授業(地理・実物・英語・仏語)を参観。音楽教場及び博物室・理化学器械室・書籍等を巡覧。	
明治19	10	29	37		本郷区の東京帝国大学校に行幸。
明治19	12	7	37		海軍兵学校(卒業式)に行幸。
明治20	2	1	38		京都市寺町通の京都府尋常中学校に行幸。
明治20	2	3	38	京都行啓中に京都府高等女学校に行啓。普通科・裁縫・刺繍・織物・絹物・挿花等の諸教室、体操場、生徒製品陳列場を巡覧。同校に金100円を下賜。	
明治20	2	15	38		大阪市の第三高等中学校に行幸。※途中まで皇后同列。皇后は御昼餐御休所にて小学校女生徒の裁縫成績品を御覧。
明治20	2	16	38	大阪行啓中に大阪府高等女学校に行啓。教室・手芸品陳列場を参観。また堂島にて大阪府尋常師範学校・同尋常中学校両校生徒による体操を参観。	大阪市の師範学校に行幸。
明治20	2	22	38	愛知県尋常師範学校に行啓。授業を参観。	愛知県名古屋市の師範学校に行幸。
明治20	3	18	38	華族女学校に御歌「金剛石」「水は器」を賜う。	
明治20	3	28	38	陸軍士官学校に行啓。生徒の観兵式・分列式、歩兵・騎兵・砲兵各科生徒の各種教練、陸軍幼年学校生徒の授業(物理学・化学)を参観。病室・生徒室等も巡覧。教職員・生徒に酒肴料を賜う。	
明治20	3	29	38	華族女学校に行啓。授業(英語・仏語・物理・実物)を参観。生徒に『和文教科書』を賜う。学監・高等官教師にも賜物あり。	
明治20	5	17	38	華族女学校に行啓。授業(画学・読書・英語・生理)を参観。生徒の唱歌「金剛石」「水は器」を鑑賞。	
明治20	7	18	38	華族女学校(卒業式)に行啓。各生徒に扇子を賜う。 懿旨により編纂の『婦女鑑』を、天皇・皇太后に進ぜられる。後日皇族・宮内省勅任官・本書編纂関係者・女官等にも下賜。全国小学校その他にも頒賜。	
明治20	7	22	38		陸軍士官学校(卒業式等)に行幸。
明治20	7	25	38		海軍兵学校(卒業式等)に行幸。
明治20	7	28	38		陸軍戸山学校に行幸。

年	月 (旧暦)	日 (旧暦)	年齢	皇后関係事項	参考事項 (天皇の学校への行幸、教育行政ほか)
明治20	10	18	38	華族女学校に行啓。授業（理科・英語・数学・地理・数学・図画・裁縫・読書・歴史）を参観。	
明治20	10	28	38	学習院に行啓。授業（実物・読書・地理・算術・英語・修身・普通体操・器械体操）を参観。	
明治20	12	10	38		陸軍大学校（卒業式）に行幸。
明治21	1	26	39	華族女学校に行啓。授業（地理・理科・英語・仏語・裁縫・算術・画学・実物・体操）を参観。各生徒に『婦女鑑』を賜う。	
明治21	2	1	39		陸軍戸山学校に行幸。
明治21	3	23	39	文部大臣子爵森有礼の説明にて共立女子職業学校生徒の手芸品を観覧。	
明治21	3	27	39	共立女子職業学校に金200円を下賜。	
明治21	4	20	39	華族女学校に行啓。授業（地理・数学・歴史・理科・図画・読書・英語・植物）を参観。	
明治21	5	29	39	帝国大学に行啓。理科大学の鉱物学・地質学・植物学の各教室の陳列品、地震学・衛生学の各教室にて諸器械の実験を、生理学教室にて動物催眠術を参観。人類学参考品陳列所・文科大学・法科大学・工科大学を視察。	
明治21	6	4	39	華族女学校に行啓。授業（読書・理科・洋琴・体操）を参観。	
明治21	6	29	39		陸軍戸山学校に行幸。
明治21	7	18	39	華族女学校（卒業式）に行啓。優等生徒に賞品代料を、各生徒に扇子を賜う。	
明治21	7	28	39		陸軍士官学校（卒業式）・陸軍幼年学校（卒業式）に行幸。
明治21	11	26	39	華族女学校に行啓。生徒の唱歌・箏・ピアノの演奏等を鑑賞。	麹町区元衛町の陸軍乗馬学校に行幸。
明治21	11	28	39		陸軍大学校（卒業式）に行幸。
明治22	4	12	40	東京高等女学校に行啓。授業（英語・地理・植物・唱歌・裁縫手芸・図画・国語・数学・博物標本陳列室・体操）、洋琴・邦語談話・邦語作文・邦語暗述・邦語唱歌・英語暗読等を参観。 隣地の共立女子職業学校に立ち寄り。造花・裁縫・編物・飾帽縫取・図画等の授業、生徒の製作品陳列場等を巡覧。生徒の製作品（陶器大皿・造花等）を買い上げ。校主より生徒の製作品（大花籠、桜・牡丹・椿等の造花）の献上あり。土産として金200円を下賜。	

年	月 (旧暦)	日 (旧暦)	年齢	皇后関係事項	参考事項 (天皇の学校への行幸、教育行政ほか)
明治22	4	18	40	華族女学校に行啓。授業（仏語・英語・歴史・数学・図画・理科・読書・和文・裁縫）を参観。各生徒に税所教子歌集『御垣下草』・菓子を賜う。	
明治22	5	6	40	枢密院書記官井上毅の内願により、熊本の済々黌附属女子学校に御歌を賜う。	
明治22	6	29	40		陸軍戸山学校（卒業式）に行幸。
明治22	7	18	40	華族女学校（新築校舎開校式及び卒業証書授与式）に行啓、令旨を賜う。校長以下男性職員にはハンカチーフ、女性職員及び生徒には扇を賜う。	
明治22	7	26	40		陸軍士官学校（卒業式）に行幸。
明治22	7	29	40		海軍大学校（卒業式）に行幸。
明治22	10	24	40	小学校教育品展覧会（於上野公園桜ヶ岡・日本美術協会）に行啓。理化学関係の諸品、生徒の手工品など陳列品を観覧。各校選抜生徒の唱歌・奏楽を鑑賞。	
明治22	12	27	40		陸軍乗馬学校に行幸。
明治23	3	5	41	華族女学校に行啓。高等中学科・初等中学科の教場・洋画教場・手芸教場・書籍室、高等小学科・初等小学科の教場・博物室・国画教場・理化学器械室・理化学教場・料理教場を巡覧。また生徒の生徒の唱歌・琴・ピアノの演奏を鑑賞。教職員に反物を、生徒に袱紗及び菓子を賜う。	
明治23	4	8	41		京都市の第三高等学校に行幸。
明治23	4	22	41		広島県江田島の海軍兵学校（卒業式等）に行幸。
明治23	4	27	41	京都行啓中に京都府高等女学校に行啓。各教室の授業、生徒の成績品等を参観。また生徒の唱歌を鑑賞。	
明治23	7	12	41		本郷区の東京帝国大学に行幸。
明治23	7	22	41	華族女学校（卒業式）に行啓。職員・生徒に菓子を賜う。	
明治23	7	26	41		陸軍士官学校（卒業式）に行幸。
明治23	7	30	41		海軍大学校（卒業式）に行幸。
明治23	12	2	41		陸軍大学校（卒業式）に行幸。
明治23	12	3	41		牛込区若松町の陸軍砲工学校（開校式）に行幸。
明治23	12	19	41	華族女学校に行啓。授業（国文・歴史・算術・習字・修身・裁縫・漢文・英語・理科）を参観。生徒の文章及び編み物・習字の浄書を宮中へ持ち帰る。	
明治24	3	20	42		陸軍戸山学校に行幸。

年	月 (旧暦)	日 (旧暦)	年齢	皇后関係事項	参考事項 (天皇の学校への行幸、教育行政ほか)
明治24	3	27	42	華族女学校に行啓。授業（国文・算術・理科・修身・裁縫・英語・地理・漢文）を参観。生徒の唱歌洋琴等を鑑賞。職員に反物、生徒に扇及び小出祭著『みくるまのあと』を賜う。	
明治24	4	8	42		四谷区尾張町の学習院に行幸。
明治24	7	10	42	昌子内親王・房子内親王に、それぞれ『婦女鑑』を贈る。	
明治24	7	28	42		海軍大学校（卒業式）に行幸。
明治24	7	30	42		陸軍士官学校（卒業式）に行幸。
明治24	11	7	42	東京盲啞学校（新築校舎開校式）に行啓。生徒の開校祝歌・合唱・各種楽器合奏、祝文朗読を聴取の上、授業（鍼治・按摩・図画・裁縫等）を参観。また陳列場の教授用具、生徒の成績品を観覧。同校に金300円を、生徒に菓子を賜う。	
明治24	11	28	42		赤坂区青山北町（四月移転）の陸軍大学校（卒業式）に行幸。
明治25	3	15	43	華族女学校に行啓。授業（理科・算術・国文・英語・仏語・地理・漢文・洋画・裁縫・茶の湯）を参観。生徒の唱歌・箏・洋琴等を鑑賞。生徒の和歌・文章を持ち帰る。職員に反物、生徒に扇子及び小出祭著『みくるまのあと』を賜う。	
明治25	4	25	43	女子高等師範学校に行啓。師範学科・附属高等女学校・附属小学校の授業を参観。また師範学科・附属高等女学校生徒の講話等、附属幼稚園にて幼児保育の実況を見聞。	
明治25	6	28	43		陸軍乗馬学校に行幸。
明治25	7	13	43		
明治25	7	18	43	華族女学校（卒業式）に行啓。職員に反物を、生徒に菓子及び税所敦子歌集『御垣下草』を賜う。	
明治25	7	23	43		陸軍士官学校（卒業式）に行幸。
明治25	8	5	43		海軍大学校（卒業式）に行幸。
明治25	11	25	43		牛込区若松町の陸軍砲工学校に行幸。
明治26	2	7	44		陸軍戸山学校に行幸。
明治26	6	25	44		陸軍士官学校（卒業式）に行幸。
明治26	6	27	44		陸軍乗馬学校に行幸。
明治26	7	18	44	華族女学校（卒業式）に行啓。生徒に袖落合を賜う。	
明治26	7	22	44		文部省訓令「女子教育ニ関スル件」。
明治26	9	10	44		下田歌子、欧米の女子教育視察のため渡欧。
明治26	9	15	44	共立女子職業学校の生徒の製作品（造花等）を御居間装飾用として買い上げ。	

年	月 (旧暦)	日 (旧暦)	年齢	皇后関係事項	参考事項 (天皇の学校への行幸、教育行政ほか)
明治26	10	16	44	女子高等師範学校に行啓。附属幼稚園にて園児の唱歌・遊戯・手工等を、附属小学校・附属高等女学校・本校師範学科の授業を参観。また生徒・園児の成績品を観覧。同校に金200円を下賜。後日、生徒・園児に書籍(『女四書』『童子訓』等)・文具類を賜う。	
明治26	11	21	44		麹町区富士見町の陸軍經理学校(卒業式)に行幸。
明治26	11	25	44		小石川区小石川町の陸軍砲工学校に行幸。
明治26	11	30	44		陸軍大学校(卒業式)に行幸。
明治26	12	19	44		海軍大学校(卒業式)に行幸。
明治27	5	3	45		陸軍戸山学校に行幸。
明治27	5	11	45	華族女学校に行啓。授業(実物・習字・算術・国文・漢文・歴史・修身・図画・英語・仏語・保育・洋画・裁縫・理科・插花・体操)を参観。4月開園の幼稚園の保育を視察。生徒の唱歌・箏・ピアノを鑑賞。職員に反物、生徒に袖入・香川敬三『繫暉日記』を、園児に巾着を賜う。	
明治27	6	28			陸軍乗馬学校に行幸。
明治27	7	3	45	葉山御用邸行啓中につき、葉山小学校に金200円を、葉山御用邸近在の田越村の小学校に金100円を賜う。	
明治27	7	16	45	葉山御用邸滞在中につき、御用邸近在の中西浦村の小学校に金100円を賜う。	
明治28	8	20	46	華族女学校教授下田歌子欧米より帰朝につき、謁を賜う。	
明治28	9	20	46	華族女学校(卒業式)につき御使として典侍室町清子を遣わし臨席させる。教職員・生徒に菓子を賜う。	
明治28	10	8	46	華族女学校に薩摩焼香炉並びに刺繍松樹鳳凰図掛軸・谷文晁筆牡丹錦鶏図掛軸を賜う。	
明治28	11	26	46		陸軍砲工学校(卒業式)に御名代として閑院宮載仁親王を差し遣わされる。
明治28	12	21	46		海軍兵学校(卒業式)に御名代として有栖川宮威仁親王を差し遣わされる。
明治29	3	11	47		陸軍大学校(卒業式)に行幸。
明治29	5	18	47	女子高等師範学校に行啓。本校(地文・国語・心理大意・勸語衍義)、附属高等女学校(国語・図画・習字・物理・本邦歴史・家計簿記・作文・裁縫)、附属小学校第一部(読書・手工・国語・唱歌)、附属小学校第二部(本	

年	月 (旧暦)	日 (旧暦)	年齢	皇后関係事項	参考事項 (天皇の学校への行幸、教育行政ほか)
				邦地理・修身・算術・作文)、附属小学校第三部(習字・読書)、附属幼稚園本園(遊嬉・豆細工)の課業を参観。同校に金200円を、生徒・園児に図書(『明倫歌集』『山内一豊夫人伝』『二宮尊徳翁伝』『昔晰桃太郎』)を下賜。	
明治29	5	27	47		陸軍士官学校(卒業式)に行幸。
明治29	5	30	47		牛込区市ヶ谷本村町の陸軍中央幼年学校(卒業式)に行幸。
明治29	6	3	47	華族女学校に行啓。幼稚園幼児の保育の状況、高等中学科・初等中学科・高等小学科・初等小学校各級の授業(修身・国文・地理・算術・外国語・裁縫・図画)を参観。生徒の唱歌・箏・ピアノの演奏、体操を見聞。生徒の和歌・作文・図画・習字の作品を宮中へ持ち帰る。生徒に税所敦子編『内外詠史歌集』を、園児に菓子を賜う。	
明治29	6	29	47		陸軍乗馬学校に行幸。
明治29	7	17	47	東京府立高等女学校(開校式)につき金200円を賜う。	
明治29	7	18	47	華族女学校(卒業式)に行啓。生徒に菓子を賜う。	
明治29	11	20	47	大日本女学会『女学講義』奉掲の要請により、御歌「読書言志」を下附。	
明治29	11	26	47	明治女学校校舎新築費募集につき金30円を賜う。	陸軍士官学校(卒業式)に行幸。
明治29	11	28	47		陸軍砲工学校(卒業式)に行幸。
明治29	12	22	47		東京帝国大学に行幸。
明治30	6	24	48	台湾出身盲学生学資募集のための義捐音楽会入場券(金100円)を買い上げ。	
明治30	10	8	48		海軍機関学校(卒業式)に御名代として有栖川宮威仁親王を差し遣わされる。
明治31	5	28	49	華族女学校教授津田梅子・同教課事業嘱託渡辺筆が万国夫人教育会に参会するため渡米につき、旅費5000円を賜う。	
明治31	5	31	49		陸軍中央幼年学校(卒業式)に行幸。
明治31	11	19	49	華族女学校(秋季運動会)に行啓。常宮・周宮・富美宮・泰宮四内親王もお成り。教員に反物を、生徒に袖落赤色、園児に折詰紅月蔭を賜う。	
明治31	12	17	49		陸軍大学校(卒業式)に行幸。
明治31	12	19	49		海軍大学校(卒業式等)に行幸。
明治31	12	22	49		陸軍砲工学校(卒業式等)に行幸。
明治32	4	21	50	東京音楽学校に行啓。演奏場にて教授・生徒等の声楽・ピアノ・ヴァイオリン・箏の演奏を鑑賞。同校に金200円を下賜。	
明治32	5	29	50		陸軍中央幼年学校(卒業式)に行幸。

年	月 (旧暦)	日 (旧暦)	年齢	皇后関係事項	参考事項 (天皇の学校への行幸、教育行政ほか)
明治32	5	31	50		麹町区富士見町の陸軍經理学校（卒業式）に行幸。
明治32	7	10	50		東京帝国大学（卒業式）に行幸。
明治32	7	18	50	華族女学校（卒業式）に行啓。教職員に反物を、生徒に袖落赤色を、園児に菓子を賜う。	
明治32	8	8	50	華族女学校教授津田梅子・同校教課事業囑託渡辺筆が米国より帰朝したため、謁を賜う。それぞれに白縮緬及び菓子を賜う。	
明治32	11	17	50		栃木県栃木町の栃木第二尋常高等小学校にて物産陳列品を観覧。
明治32	12	21	50		陸軍大学校（卒業式）に行幸。
明治32	12	23	50		陸軍砲工学校（卒業式）に行幸。
明治33	5	24	51		海軍大学校（卒業式）に行幸。
明治33	5	29	51		陸軍中央幼年学校（卒業式）に行幸。
明治33	7	13	51	華族女学校（卒業式）に行啓。教職員に反物を、生徒に袖落を、園児に菓子を賜う。	
明治33	10	29	51		目黒区上目黒の陸軍騎兵実施学校に行幸。
明治33	10	30	51	華族女学校（秋季運動会）に行啓。常宮・周宮内親王もお成り。学校に金200円を下賜。	
明治33	11	6	51		牛込区若松・原町の陸軍經理学校（卒業式）に行幸。
明治33	11	21	51		陸軍士官学校（卒業式等）に行幸。
明治33	12	20	51		陸軍大学校（卒業式）に行幸。
明治34	5	8	52		陸軍戸山学校（卒業式）に行幸。
明治34	5	24	52		京橋区築地の海軍大学校・海軍軍医学校・海軍主計学校（以上、卒業式）に行幸。
明治34	5	30	52		陸軍中央幼年学校（卒業式等）に行幸。
明治34	6	4	52	東京音楽学校に行啓。演奏場にて教授・生徒等の演奏を鑑賞。同校に金200円を下賜。	
明治34	7	13	52	華族女学校（卒業式）に行啓。邦彦王妃もお成り。教職員に反物を、生徒に袖落を、園児に菓子を賜う。	
明治34	9	25	52	日本女子大学校創立につき、校長成瀬仁蔵を宮内省に召し、同校に対し金2000円下賜の御沙汰を達す。	
明治34	11	8	52	華族女学校（秋季運動会）に行啓。常宮・周宮内親王もお成り。同校に金200円を下賜。	
明治35	5	6	53	東京音楽学校に行啓。音楽場にて同校教授・生徒等の演奏を鑑賞。同校に金200円を下賜。	

年	月 (旧暦)	日 (旧暦)	年齢	皇后関係事項	参考事項 (天皇の学校への行幸、教育行政ほか)
明治35	5	13	53	華族女学校(春季運動会)に行啓。常宮・周宮・富美宮・泰宮内親王もお成り。同校に金200円を下賜。	
明治35	5	30	53	上野公園博物館第五号館の東京府教育品展覧会に行啓。児童の書画・裁縫等を観覧。同会に金200円を下賜。	陸軍中央幼年学校(卒業式)に行幸。
明治35	6	28	53	女子実学園主催の寄宿舎建設費募集のための音楽会入場券(金25円)を買い上げ。	
明治35	7	8	53		海軍大学校・海軍軍医学校・海軍主計学校(以上、卒業式)に行幸。
明治35	7	11	53		東京帝国大学(卒業式)に行幸。
明治35	7	12	53	華族女学校(卒業式)に行啓。教職員に反物を、生徒に袖落赤色を、園児に菓子を賜う。	
明治35	8	25	53		目黒区の陸軍騎兵実施学校(卒業式)に行幸。
明治35	10	28	53	女子高等師範学校に行啓。各授業を参観。また生徒・児童・幼児の学業成績品、生徒の唱歌・体操を見聞。同校に金300円を下賜。	
明治35	11	17	53	華族女学校(秋季運動会)に行啓。常宮・周宮・富美宮・泰宮内親王もお成り。	
明治35	11	28	53		陸軍大学校(卒業式)に行幸。
明治36	5	8	54	京都高等女学校に行啓。授業(修身科・国語科)、唱歌合唱・箏曲演奏、生徒成績品・徒手体操・造花実習等を参観。 次に京都帝国大学に行啓。理工科・医科関係の標本類、尊攘堂所蔵維新殉難志士の遺墨類、図書館貴重図書、京都高等工芸学校の標本、音響学の実験を参観。	
明治36	5	30	54		陸軍中央幼年学校(卒業式)に行幸。
明治36	7	16	54	華族女学校(卒業式)に行啓。教師に反物を、生徒に袖落赤色を、園児に菓子を賜う。	
明治36	8	24	54	第5回内国勸業博覧会において買い上げの鳥類剥製額二面を華族女学校に下賜。	
明治36	10	27	54		陸軍騎兵実施学校(卒業式)に行幸。
明治36	11	28	54		陸軍大学校(卒業式)に行幸。
明治36	11	30	54		陸軍士官学校(卒業式)に行幸。
明治36	12	23	54		陸軍砲工学校(卒業式)に行幸。
明治37	5	10	55	華族女学校(春季運動会)に行啓。常宮・周宮・富美宮・泰宮内親王もお成り。学校に金200円を下賜。	
明治37	5	30	55		陸軍中央幼年学校(卒業式)に行幸。
明治37	7	11	55		東京帝国大学(卒業式)に行幸。

年	月 (旧暦)	日 (旧暦)	年齢	皇后関係事項	参考事項 (天皇の学校への行幸、教育行政ほか)
明治37	7	13	55	華族女学校(卒業式)に行啓。教師に反物を、生徒に袖落赤色を、園児に菓子を賜う。	
明治37	10	24	55		陸軍士官学校(卒業式)に行幸。
明治37	10	28	55	華族女学校(秋季運動会)に行啓。常宮・周宮内親王もお成り。生徒に菓子料200円を下賜。	
明治37	11	28	55		陸軍中央幼年学校(卒業式)に行幸。
明治37	11	29	55	女子高等師範学校開校30周年記念運動会開催につき、学校に金200円を下賜。	
明治38	3	30	56		陸軍士官学校(卒業式)に行幸。
明治38	6	3	56	女子高等師範学校より供覧のシヤム国留学生の成績品を返却し、その際、感賞の御言葉を賜う。	
明治38	7	11	56		東京帝国大学(卒業式)に行幸。
明治38	10	11	56	東京府下北豊島郡巢鴨村の家庭学校に、事業補助として金千円を賜う。	
明治38	11	2	56	大日本女学会創立10周年につき、御歌を賜う。	
明治38	11	25	56		陸軍士官学校(卒業式)に行幸。
明治39	4	6	57	静岡県興津町の興津尋常小学校に学校費の補助として金200円を賜う。	
明治39	4	9	57	華族女学校学習院に併合につき令旨を賜う。	
明治39	5	30	57		陸軍中央幼年学校(卒業式)に行幸。
明治39	7	6	57		海軍大学校(卒業式)に行幸。
明治39	7	10	57		東京帝国大学(卒業式)に行幸。
明治39	10	29	57		陸軍騎兵実施学校(卒業式)に行幸。
明治39	12	21	57		陸軍砲工学校(卒業式)に行幸。
明治40	3	4	58	共立職業学校の生徒の製作品(掛物・紙入れ・煙草入れの裁縫・造花・刺繍・図画等)を天皇と買い上げ。	
明治40	5	9	58	東京盲啞学校において受講中の失明軍人に菓子を賜う。	
明治40	5	28	58		陸軍中央幼年学校(卒業式)に行幸。
明治40	5	31	58		陸軍士官学校(卒業式)に行幸。
明治40	7	11	58		東京帝国大学(卒業式)に行幸。
明治40	10	28	58	学習院女学部(運動会)に行啓。皇太子妃台臨、常宮・周宮・富美宮・泰宮等もお成り。職員及び生徒に御品、学校に金200円を賜う。	
明治40	12	24	58	学習院女学部長松本源太郎新任につき、謁を賜う。	
明治41	1	14	59	沼津御用邸行啓に当たり、沼津尋常高等小学校・沼津女子尋常高等小学校・同幼	

年	月 (旧暦)	日 (旧暦)	年齢	皇后関係事項	参考事項 (天皇の学校への行幸、教育行政ほか)
				稚園・楊原尋常高等小学校・静浦尋常高等小学校に学校費の補助として金 500 円を賜う。	
明治41	2	28	59	共立女子職業学校の生徒の製作品（図画・裁縫・編物・造花・刺繍等）を天皇と買い上げ。	
明治41	2	29	59	共立女子職業学校に校舎拡張の資金として金 500 円を賜う。	
明治41	4	21	59	静岡県原尋常高等小学校に学校費の補助として金 100 円を賜う。	
明治41	4	22	59	修善寺村行啓に際し、修善寺尋常高等小学校に学校費の補助として金 100 円を賜う。	
明治41	5	20	59		陸軍經理学校（卒業式）に行幸。
明治41	5	27	59		陸軍士官学校（卒業式）に行幸。
明治41	5	30			陸軍中央幼年学校（卒業式）に行幸。
明治41	6	5	59	東京女子高等師範学校に行啓。附属幼稚園及び附属小学校生徒の遊戯・唱歌・朗読・談話等、附属高等女学校、高等師範学校本科及び第六臨時教員養成所生徒等の英語対話・化学実験・家政講義・唱歌・地理説明・体操等の授業を参観。生徒等に菓子料を賜う。	
明治41	7	8	59	東京盲啞学校に行啓。各学課実習を参観後、生徒の成績品・体操・作文・タイプライター使用、ピアノと琴の合奏、唱歌を見聞。生徒の製作品、盲啞教育の図書等の献上を受ける。同校に対し金 300 円を賜い、また校長職員及び生徒へも下賜品あり。	
明治41	7	11	59		東京帝国大学（卒業式）に行幸。
明治41	10	30	59	学習院女子部（運動会）に行啓。皇太子妃台臨、周宮・富美宮・泰宮等もお成り。	
明治41	11	30	59		陸軍大学校（卒業式）に行幸。
明治41	12	19	59		陸軍砲工学校（卒業式）に行幸。
明治42	1	20	60	沼津御用邸行啓に当たり、沼津尋常小学校・沼津女子尋常高等小学校・幼幼稚園・楊原尋常高等小学校・静浦尋常高等小学校に学校費の補助として金 500 円を賜う。	
明治42	2	11	60	原町の原尋常高等小学校に学校費の補助として金 100 円を賜う。	
明治42	4	8	60	三島町行啓に当たり、三島高等女学校に金 100 円を、三島第一尋常高等小学校・三島第二尋常高等小学校に金 100 円を下賜。	
明治42	4	9	60	金岡村行啓に当たり、金岡尋常小学校に	

年	月 (旧暦)	日 (旧暦)	年齢	皇后関係事項	参考事項 (天皇の学校への行幸、教育行政ほか)
				金 50 円を下賜。	
明治42	4	10	60	興津町行啓に当たり、興津尋常高等小学校に教育費の補助として金 100 円を下賜。	
明治42	4	13	60	蕨山村行啓に当たり、蕨山中学校・蕨山尋常高等小学校に教育費補助として金 100 円ずつを下賜。	
明治42	5	19	60		海軍大学校（卒業式）に行幸。
明治42	5	24	60		陸軍經理学校（卒業式）に行幸。
明治42	5	27	60		陸軍士官学校（卒業式）に行幸。
明治42	6	3	60	鎌倉御用邸行啓に当たり、鎌倉尋常高等小学校に教育費補助として金 100 円を下賜。	
明治42	6	10	60		陸軍戸山学校（卒業式）に行幸。
明治42	6	21	60	埼玉鴨場行啓に当たり、埼玉県大袋村その他の小学校 12 校に金 300 円を下賜。	
明治42	7	10	60		東京帝国大学（卒業式）に行幸。
明治42	7	14	60		豊島区目白町の学習院に行幸。
明治42	10	20	60		陸軍騎兵実施学校（卒業式）に行幸。
明治42	11	13	60	学習院女学部創立記念式に行啓。富美宮・泰宮もお成り。小学科生・幼稚園幼児の肄業場（談話・綴方朗読・唱歌・読本朗読）を参観後、幼稚園幼児・小学・中学各学生の成績品（礼法・図画・割烹・刺繍・作文等）を観覧、また専修科・中学科学生の課業（朗読・講読・仏語・ピアノ・談話・理科実験談・漢文講談・琴・英語対話・唱歌）を参観。 常磐会秋季大会に行啓。弹琴「松竹梅」「常盤の栄」を鑑賞。 乃木院長以下職員・御前演習生に対し菓子を、同校に対し金 300 円を、常磐会に対し金 200 円を賜う。	
明治42	11	23	60	東洋女塾主催の慈善演劇会の入場券（金 30 円）を買い上げ。	
明治42	11	26	60		陸軍砲工学校（卒業式）に行幸。
明治42	12	3	60		陸軍大学校（卒業式）に行幸。
明治43	1	20	61	沼津御用邸行啓に当たり、沼津尋常高等小学校・沼津女子尋常高等小学校・同幼稚園・楊原尋常高等小学校・静浦尋常高等小学校等に学校費の補助として金 500 円を下賜。	
明治43	2	7	61	金岡村行啓に当たり、金岡尋常小学校に学校費の補助として金 50 円を下賜。	
明治43	2	15	61	原町行啓に当たり、原尋常高等小学校に学校費の補助として金 100 円を下賜。	

年	月 (旧暦)	日 (旧暦)	年齢	皇后関係事項	参考事項 (天皇の学校への行幸、教育行政ほか)
明治43	2	24	61	興津町行啓に当たり、興津尋常高等小学校に学校費の補助として金100円を下賜。	
明治43	3	4	61	田子浦行啓に当たり、元吉原尋常高等小学校に金100円を下賜。	
明治43	3	9	61	片浜村行啓に当たり、片浜尋常小学校に金50円を下賜。	
明治43	4	11	61	三島町行啓に当たり、三島高等女学校に金100円を、三島第一尋常高等小学校・三島第二尋常高等小学校に金100円を下賜。	
明治43	5	28	61		陸軍士官学校(卒業式)に行幸。
明治43	5	31	61		陸軍中央幼年学校(卒業式)に行幸。
明治43	7	6	61		陸軍戸山学校(卒業式)に行幸。
明治43	7	11	61		東京帝国大学(卒業式)に行幸。
明治43	7	13	61	実践女学校長下田歌子に謁を賜い、その際、絹一反・袖入を賜う。	
明治43	9	20	61	宮内官組織の行道学会創立十周年記念会開催につき、同会に金100円を賜う。	
明治43	10	31	61		陸軍騎兵実施学校(卒業式)に行幸。
明治43	11	12	61	学習院女子部創立記念式に行啓。小学部学生・幼稚園園児の合唱・談話・朗読・唱歌等を見聞後、幼稚園園児、小学・中学各学生の成績品(礼法・図画・割烹・刺繍・作文等)を観覧。また専修科中学科学生の「金剛石」演奏、朗読・談話・洋琴・講読・理科実験(電信)・漢文講読・箏・英語対話・唱歌等を見聞。常磐会秋季大会に行啓。彈琴そのほか余興を鑑賞。職員並びに御前演習者に対し菓子を賜う。	
明治44	1	19	62	沼津御用邸行啓に当たり、沼津尋常高等小学校・沼津女子尋常高等小学校・同幼稚園・楊原尋常高等小学校・静岡尋常高等小学校に学校費補助として金500円を下賜。	
明治44	2	7	62	金岡村行啓に当たり、金岡尋常小学校に学校費補助として金50円を下賜。	
明治44	2	8	62	田子浦行啓に当たり、元吉原尋常高等小学校に学校費補助として金100円を下賜。	
明治44	3	1	62	原町行啓に当たり、原尋常高等小学校に学校費補助として金100円を下賜。	
明治44	3	16	62	興津町行啓に当たり、興津尋常高等小学校に学校費補助として金100円を下賜。	

年	月 (旧暦)	日 (旧暦)	年齢	皇后関係事項	参考事項 (天皇の学校への行幸、教育行政ほか)
明治44	3	30	62	三島町行啓に当たり、三島高等女学校に金100円を、三島第一尋常高等小学校・三島第二尋常高等小学校に金100円を下賜。	
明治44	5	16	62		陸軍経理学校(卒業式)に行幸。
明治44	5	22	62	宇治山田市行啓に当たり、宇治山田市の小学校8校に金500円を、二見小学校に金100円を下賜。	海軍大学校・海軍軍医学校・海軍経理学校(以上、卒業式)に行幸。
明治44	7	11	62		東京帝国大学(卒業式)に行幸。
明治44	10	27	62		陸軍騎兵実施学校(卒業式)に行幸。
明治44	11	10	62	学習院女子部創立記念式につき、同女子部に菓子料300円を下賜。	
明治44	11	29	62		陸軍大学校(卒業式)に行幸。
明治45	1	20	63	沼津御用邸行啓に当たり、沼津尋常高等小学校・沼津女子尋常高等小学校・同幼稚園・楊原尋常高等小学校・静浦尋常高等小学校に学校費補助として金500円を下賜。	
明治45	4	7	63	金岡村行啓に当たり、金岡尋常小学校に学校費補助として金50円を賜う。	
明治45	4	12	63	原町行啓に当たり、原尋常高等小学校に学校費補助として金100円を賜う。	
明治45	4	13	63	三島町行啓に当たり、三島高等女学校に学校費補助として金100円を、三島第一尋常高等小学校・三島第二尋常高等小学校に金100円を賜う。	
明治45	5	18	63		陸軍経理学校(卒業式)に行幸。
明治45	5	28	63		陸軍士官学校(卒業式)に行幸。
明治45	5	30	63		陸軍中央幼年学校(卒業式)に行幸。
明治45	6	3	63	東京女子高等師範学校に行啓。生徒の成績品(手工数十点)、幼稚園児の唱歌・遊戯、小学生の朗読・唱歌・談話・暗誦、附属高等女学校生の国語文朗読・理科、朝鮮の地理、唱歌等を参観。同校に対し金500円を賜い、長谷場純孝文相・前文相牧野伸顕農相・中川謙二郎校長の三氏に菓子料を賜う。	
明治45	6	13	63	鎌倉御用邸行啓に当たり、鎌倉尋常小学校に金200円を下賜。	
明治45	6	27	63	葉山御用邸行啓に当たり、葉山村の小学校に金200円を、田越村・西浦村の小学校に金100円ずつを下賜。	
明治45	6	29	63		陸軍戸山学校(卒業式)に行幸。
明治45	7	10	63		東京帝国大学(卒業式)に行幸。
大正2	1	15	64	沼津御用邸行啓に当たり、沼津尋常高等小学校・沼津女子尋常高等小学校・同幼	

年	月 (旧暦)	日 (旧暦)	年齢	皇后関係事項	参考事項 (天皇の学校への行幸、教育行政ほか)
				稚園・楊原尋常高等小学校・静岡尋常高等小学校に学校費補助として金500円を下賜。	
大正2	4	12	64	原町行啓に当たり、原尋常高等小学校に学校費補助として金100円を下賜。	
大正2	4	14	64	金岡村行啓に当たり、金岡尋常小学校に学校費補助として金50円を下賜。	
大正2	4	24	64	三島町行啓に当たり、三島高等女学校に金100円を、三島第一尋常高等小学校・三島第二尋常高等小学校に金100円を下賜。	
大正2	5	12	64	小泉村行啓に当たり、小泉尋常小学校・富岡村嶽南尋常小学校に金50円ずつを下賜。	
大正3	1	27	65	沼津御用邸行啓に当たり、沼津尋常高等小学校・沼津女子尋常高等小学校・楊原尋常高等小学校・静岡尋常高等小学校に学校費補助として金500円を下賜。	

凡例：表作成に当たっては、『昭憲皇太后実録抄本』『明治天皇紀』『明治天皇行幸年表』『官報』『東京日日新聞』『読売新聞』『郵便報知新聞』などを参照にした。

(1) 註

本稿が対象とする大部分の時代においては、皇太后ではなく皇后であったことから、以下本稿においては「皇后」と表記する。

(2)

洞口猷寿『昭憲皇太后宮』（頌徳会、大正三年）、寛克彦述『昭憲皇太后陛下の御高德』（軍事教育会、大正三年）、坂本辰之助『昭憲皇太后』（画報社、大正三年）、皇学書院編『昭憲皇太后御聖徳録』（皇学書院、大正三年）、山口鼎太郎『明治皇后』（南北社、大正三年）、上田景二『昭憲皇太后史』（帝国教育研究会、大正三年）、末松謙澄『修養実鑑明治両陛下聖徳記』（博文館、大正八年）、下田歌子述『昭憲皇太后陛下の御坤徳』（明治聖徳記念学会、大正九年）、明治神宮社務所『明治天皇昭憲皇太后御逸事集』（明治神宮社務所、昭和二年）、渡辺幾治郎『昭憲皇太后宮の御坤徳』（東洋書館、昭和一七年）、明治神宮崇敬婦人会編『昭憲皇太后御坤徳録』（明治神宮崇敬婦人会、昭和二九年）。

(3)

東京女子師範学校は、明治一八年に東京師範学校に合併されて、東京師範学校女子部となり、明治一九年、師範学校札制定に伴い、女子高等師範学校に改組される。明治四一年、奈良女子高等師範学校が新設されたことにより、東京女子高等師範学校と改称される（東京女子高等師範学校編『東京女子高等師範学校六十年史』第一書房、昭和五六年）。本稿では、東京女子師範学校と表記する。

(4)

片野真佐子『近代皇后像の形成』（富坂キリスト教センター編『近代天皇制の形成とキリスト教』、新教出版社、

- 平成八年)。片野真佐子『皇后の近代』（講談社〔選書メチエ〕、平成一五年）四三頁。
- (5) 小田部雄次『昭憲皇太后・貞明皇后——一筋に誠をもちて仕へなば——』（ミネルヴァ書房、平成二二年）など。
- (6) 高良留美子編・田島民著『宮中養蚕日記』（ドメス出版、平成二二年）、立正大学古文書研究会編『皇后行啓における小休所運営——明治一八・一九年太田町金山行啓を事例として』（立正大学古文書研究会、平成二二年）附属資料「太田町金山行啓関係史料集」、皇学館大学史料編纂所『図録・香川敬三関係史料の世界』（皇学館大学出版部、平成二四年）など。
- (7) 以下本稿では、新暦を導入する明治六年一月一日以前も、新暦で表記する。
- (8) 宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵（以下宮内と略す）『昭憲皇太后実録 抄本』三（識別番号七五八五三）、明治四年一月九日条。なお『昭憲皇太后実録』は、本文に当たる「抄本」と、本文のもとになった資料綴の「稿本」とからなるが、本稿で使用する『昭憲皇太后実録 抄本』は、来年の平成二六年四月一日に昭憲皇太后百年祭を迎えるに当たつての記念事業として公刊が予定されているという（昭憲皇太后実録公刊委員会専門委員米田雄介・同岩壁義光「昭憲皇太后実録」公刊へ）、代々木』平成二五年秋号、平成二五年一〇月）。本書の公刊により、皇后の詳細な事蹟が広く知られることとなり、研究の進展も期待される。
- (9) 宮内『参考史料雑纂』八五（識別番号三五二四七）所収「明治四年頃 岩倉家書類写」中の「宮内省改革見込書」。
- (10) 渡辺幾治郎『昭憲皇太后宮の御坤徳』（東洋書館、昭和一七年）二八・二九頁。
- (11) 加藤弘之先生八十歳祝賀会編『加藤弘之自叙伝 附・金婚式記事概略・追遠碑建設始末』（加藤弘之先生八十歳祝賀会、大正四年）、二八・二九頁。
- (12) 宮内『昭憲皇太后実録 抄本』一（識別番号七五八五一）。宮内『昭憲皇太后実録 抄本』三（識別番号七五八五三）、明治四年一月九日条。
- (13) 国立公文書館所蔵『公文録』公文録・明治四年・第一四九卷・辛未・開拓使伺（請求番号本館・2A10091000・公0006011000）所収第一三号文書「女子撰 挙欧亜へ留学差遣度伺」。
- (14) 近藤芳樹編『明治孝節録』全四冊（宮内省、明治一〇年一月）。
- (15) 宮内『昭憲皇太后実録 抄本』八（識別番号七五八五八）、明治一〇年二月二八日条。
- (16) 宮内『昭憲皇太后実録 抄本』一〜四九（識別番号七五八五一〜七五八九九）。
- (17) 宮内『昭憲皇太后実録 抄本』一八（識別番号七五八六八）、明治二〇年七月一八日条。
- (18) 『東京帝国大学五十年史』上册（東京帝国大学、昭和七年）二五五〜二六三頁。
- (19) 宮内『幸啓録』明治六年第二冊（識別番号四一二）所収第四八号文書。
- (20) 宮内『行幸録』明治六年第一冊（識別番号二〇二九一）所収第六号文書、『行幸録』明治六年第二冊（識別番号二〇二九一）所収卷之一「開成学校開業」。

- (22) 小柴昌子「高等女学校史序説」(銀河書房、昭和六三年)二四・二五頁。
- (23) 以上、宮内『幸啓録』明治六年第二冊(識別番号四一一)所収第五九号文書。
- (24) 小柴昌子「高等女学校史序説」(銀河書房、昭和六三年)二四・二五・三九頁。東京女学校は、明治一〇年西南戦争の財政難により廃校し、その際の在學生は東京女子師範学校へ転入する。
- (25) 以上、宮内『昭憲皇太后実録抄本』四(識別番号七五八五四)。
- (26) 東京女子高等師範学校編『東京女子高等師範学校六十年史』(東京女子高等師範学校、昭和九年)一六～二四頁。
- (27) 以上、宮内『幸啓録』明治八年第二冊(識別番号六一二)所収第三一号文書。
- (28) 宮内『幸啓録』明治八年第二冊(識別番号六一二)所収第三一号文書。
- (29) 菅聡子「国家と女学生―東京女子高等師範学校を事例として―」、奥田環・矢越葉子「女高師と皇室―大学史料調査の成果と課題―」(以上、『お茶の水女子大学人文科学研究所』四、平成二〇年三月)
- (30) 宮内『幸啓録』明治三五年第二冊(識別番号三三一一)所収第二一号文書。
- (31) 宮内『幸啓録』明治四五年・大正元年第一冊(識別番号四三一一)所収第一〇号文書。
- (32) 宮内『幸啓録』明治二四年第二冊(識別番号二二一一)所収第二六号文書、同『幸啓録』明治三二年第一冊(識別番号三〇一一)所収第一号文書、同『幸啓録』明治四

- 一年第二冊(識別番号三九一一)所収第二二号文書。
- (33) 学習院百年史編纂委員会編『学習院百年史』第一編(学習院、昭和五六年)、三二五・三二六頁。
- (34) 『日本近代思想大系6 教育の体系』(岩波書店、平成二年)四七五～五〇〇頁、碓井知鶴子「女子教育―『女学雑誌』を中心に―」(本山幸彦編『明治教育世論の研究』上巻、福村出版、昭和四七年)二八〇・二八一頁。
- (35) 坂本一登「伊藤博文と明治国家形成―「宮中」の制度化と立憲制の導入―」(吉川弘文館、平成三年)一〇五～一四三頁。
- (36) 宮内『幸啓録』明治一六年第四冊(識別番号二四一四)所収第三七号文書。
- (37) 宮内『幸啓録』明治一六年第四冊(識別番号二四一四)所収第四〇号文書。
- (38) 宮内『幸啓録』明治一八年第四冊(識別番号二六一四)所収第二八号文書。
- (39) 渡辺幾治郎「昭憲皇太后宮の御坤徳」(東洋書館、昭和一七年)所収の下田歌子談話、一五八・一五九頁。
- (40) 拙著「昭憲皇太后と華族女学校―設立及び改革に果たした皇太后の役割を中心に―」(『書陵部紀要』第五八号、平成一九年)参照。
- 附記 本稿では、学術論文としての性格上、天皇・皇族に対する敬語表現は最小限に止めた。

(宮内庁書陵部主任研究官)